

鎌倉審議 第 12号  
平成17年 2月 3日

鎌倉市長 石 渡 徳 一 様

鎌倉市個人情報保護運営審議会  
会 長 安 富 潔

鎌倉市長の所管に係る個人情報の取扱いに関する意見について  
(答申)

鎌倉市個人情報保護条例第12条第3項の規定に基づき、平成17年1月27日付け鎌情第71号をもって諮問のありましたオンライン結合による個人情報の処理については、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、この条例による個人情報保護制度の趣旨に沿って、個人の権利及び利益を侵害することのないよう下記の点に十分配慮されるよう要望します。

- 1 取扱いに係る個人情報の性質に照らし、オンライン結合による個人情報の提供にあたっては、瞬時かつ大量に個人情報を取扱うことが可能になるため、情報の安全性など適正な取扱いの確保に努め、個人情報の保護とセキュリティに配慮してより一層慎重な対応に心がけること。

鎌倉市個人情報保護条例第12条第3項の規定に基づく諮問事項

番号	業務名	業務の概要	業務主管課名	導入年度
1	電子申請・届出(別表に記載の事務)システム運用事務	神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会により構築・運営される「電子申請・届出システム」を利用し、申請・届出事務の手続きに電子化による方法を追加する。	情報推進課	平成17年度